明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（四七）　二

○独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（四八）　二

〔政　令〕

○ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（一八四）　二

〔省　令〕

○水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**環境**一六）　二

〔告　示〕

○郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件の一部を改正する件（**金融庁・総務**一）　四

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**四〇四）　四

○日本国に帰化を許可する件（**同**四〇五）　四

○肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び農林水産大臣が定める月齢を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一二六五）　五

○保安林の指定をする件（**同**一二六六～一二七三）　五

○保安林の指定を解除する件（**同**一二七四～一二八一）　六

○高圧ガス保安法第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件（**経済産業**一八二）　七

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示の一部を改正する告示（**同**一八三）　七

○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（**国土交通**八七八）　七

○指定装置の指定製作者等の住所を変更した件（**同**八七九）　九

○自動車の型式についての指定を取り消した件（**同**八八〇～八八六）　九

○道路に関する件（**東北地方整備局**一二七）　九

○平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を改正する件（**近畿地方整備局**一八五）　一〇

〔人事異動〕

人事院　法務省　農林水産省　林野庁
水産庁　最高裁判所　一〇

〔叙位・叙勲〕　四

〔官庁報告〕

官庁事項　五

紛失された外交官等身分証明票の無効について（外務省）　五

〔資　料〕

閣議決定等事項　六

〔公　告〕

諸事項　七

官庁

有権者申出方、迫川上流土地改良区の定款変更認可、登録包括信用購入あっせん業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係　七

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一二

会社その他　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（法律第四七号）（国会）

1　当分の間、平成二二年七月分以降の歳費について、月の途中で議長、副議長若しくは議員となった者又は月の途中で解散以外の事由により議長、副議長若しくは議員でなくなった者が、当該事由が生じた月分の歳費として受けた額から、歳費を日割計算することとした場合に受けることとなる額を差し引いた額の全部又は一部を国庫に返納する場合には、公職選挙法第一九九条の二（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定を適用しないこととした。（附則第一四項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（法律第四八号）（厚生労働省）

1　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の存続期間を二年間延長し、平成二四年九月三〇日までとすることとした。（第一九条及び第二〇条関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一八四号）（内閣府本府）

1　ゴラン高原国際平和協力隊を置く期間を平成二三年三月三一日までとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。